

第一百三十六回

参議院地方行政委員会会議録第八号

平成八年三月二十八日(木曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長	自治省財政局長 遠藤 安彦君
理事	
委員	
事務局側	常任委員会専門員 佐藤 勝君
説明員	国土府長官官房 八幡 和郎君
大蔵省主計局主	三國谷勝範君
計官	
本日の会議に付した案件	
○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	本日の会議に付した案件
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第四一號)	○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方行政の改革に関する調査	○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○(地方財政の拡充強化に関する決議の件)	○(地方財政の拡充強化に関する決議の件)
○委員長(菅野壽君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。	○委員長(菅野壽君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
○地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。	○地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。
○(地方財政の拡充強化に関する決議の件)	○(地方財政の拡充強化に関する決議の件)
○岩瀬良三君　平成会の岩瀬でございます。それでは、質問させていただきます。	○岩瀬良三君　平成会の岩瀬でございます。それでは、質問させていただきます。
○岩瀬良三君　平成会の岩瀬でございますが、國の一般歳出は二・四%というような伸びでござります。また、公債発行額が二十一兆余ということ	○岩瀬良三君　平成会の岩瀬でございますが、國の一般歳出は二・四%というような伸びでござります。また、公債発行額が二十一兆余ということ
で、構成比二八%というふうな非常に厳しい状況の中での予算編成でございます。こういう事柄に	で、構成比二八%というふうな非常に厳しい状況の中での予算編成でございます。こういう事柄に
対して國の方も財政危機宣言を出しておるわけでも	対して國の方も財政危機宣言を出しておるわけでも

迫された形での影響が出てきておるというように思つてございます。

このような中での地方財政でござりますけれども、まずもって國も節減合理化に意を用いなければならぬということも考えられるわけでございまして、一民間企業の経営に対しまして多額の公金の投与は許されるはずもないわけでござります。昨日の読売新聞などを見ましても、末野興産に一千億円のいろいろな預金が隠されておるようなどころにも、回り回つてこういう公金が投入されるということはやはり節減を図つていかなければならぬと思うわけでござります。

そういう中で、地方財政につきましても平成八年度非常に巨額の借入金を抱えているような状況でございまして、過去最大の收支不足が見込まれるというようなことで、前に私も申し上げましたけれども、危機的な状況にあるんじゃないかといふふうに思うわけでござります。

平成八年度における地方財政について、自治省の方ではどのような対処をなされましたか、おとといの渡辺委員のお答えにもござりますので簡単に結構でござりますけれども、どのように対処なされたか、まずお伺いいたします。

○政府委員(遠藤安彦君)　平成八年度の地方財政対策はどのように立てたか、こういうことを御質問でございます。

平成八年度につきましては、歳入面で考えてみると、所得税、住民税の減税をやるこの地方財政への影響額について、一つは減税額でん債あるいは交付税特別会計の借り入れで財源補てん措置を講ずるという平成六年度、七年度に引き続いた年でござります。また、公債発行額が二十一兆余

でござりますけれども、地方も今非常に金が不足しております。一方、歳出の面では、近年における借入金から派生いたします公債費が大変増大しているというようなことで、平成六年度、七年度に引き続いて巨額の財源不足が生ずる見通しになりました。具体的には約五兆七千五百億の財源不足であります。その財源不足をどうやって埋めていくかということであつたわけであります。

このため、交付税法の六条の三第二項という問題もありまして、この五兆七千五百億の財源不足のうち地方債、いわゆる財源対策債で充当する二兆三百億を除きました部分について国と地方が折半で責任を持とうという考え方のとくに、国の一般会計からの特別の加算、これは法定加算が四千百三十八億円あるわけですが、そのほかに臨時特例加算として四千二百五十三億円を行うほか、残りの一兆二百二十五億五千円については交付税特別会計で借り入れをいたしますけれども、その借入金の元利の償還については国が負担をしていただくということにいたしましたわけであります。残りの部分につきましては交付税特別会計において借り入れたものを地方が責任を持って返していく、そういうことによって財政対策を立てたわけであります。

最終的には地方交付税の総額を前年度よりも、その借入金の将来の償還については国が負担をしていただくことにいたしましたわけであります。残りの部分につきましては交付税特別会計において借り入れたものを地方が責任を持って返していく、そういうことによって財政対策を立てたわけであります。

お次第であります。

○岩瀬良三君　そういうような補てん措置をされでござりますけれども、地方も今非常に金が不足しております。一方、歳出の面では、近年における借入金から派生いたします公債費が大変増大しているというようなことで、平成六年度、七年度に引き続いて巨額の財源不足が生ずる見通しになりました。具体的には約五兆七千五百億の財源不足であります。その財源不足をどうやって埋めていくかということであつたわけであります。

このため、交付税法の六条の三第二項という問題もありまして、この五兆七千五百億の財源不足のうち地方債、いわゆる財源対策債で充当する二兆三百億を除きました部分について国と地方が折半で責任を持とうという考え方のとくに、国の一般会計からの特別の加算、これは法定加算が四千百三十八億円あるわけですが、そのほかに臨時特例加算として四千二百五十三億円を行うほか、残りの一兆二百二十五億五千円については交付税特別会計で借り入れをいたしますけれども、その借入金の元利の償還については国が負担をしていただくことにいたしましたわけであります。残りの部分につきましては交付税特別会計において借り入れたものを地方が責任を持って返していく、そういうことによって財政対策を立てたわけであります。

最終的には地方交付税の総額を前年度よりも、その借入金の将来の償還については国が負担をしていただくことにいたしましたわけであります。残りの部分につきましては交付税特別会計において借り入れたものを地方が責任を持って返していく、そういうことによって財政対策を立てたわけであります。

お次第であります。

○岩瀬良三君　そういうような補てん措置をされでござりますけれども、地方も今非常に金が不足しております。一方、歳出の面では、近年における借入金から派生いたします公債費が大変増大しているというようなことで、平成六年度、七年度に引き続いて巨額の財源不足が生ずる見通しになりました。具体的には約五兆七千五百億の財源不足であります。その財源不足をどうやって埋めていくかということであつたわけであります。

今いろいろな地方財政対策、今年度限りのいろいろな措置かと思うわけでございますが、この中は国と地方で半分ずつ持とう、こういうようなことのようでございます。今の局長さんのお話の中にも入っておりましたけれども、法定加算分四千百三十八億円、これは私どもあらかじめ定められていたものだというふうに理解しておるわけでございますし、臨時特例加算、これは繰り上げ償還とはいうものの過去の分を返していただくんだ、こういうふうに私ども今まで理解しておったわけがございます。二分の一、二分の一とはいいながら、こういうのを入れ込んで二分の一というふうに思つてございます。

地方においては、そう思つてもこういうことについての発言の機会といつのはないわけでございまして、こいつは場でないとなかなかこういふこともお聞かせ願えないということがあらうかと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) ただいま御答弁を申し上げましたように、平成八年度の財源不足が五兆七千五百億というようなことになつたわけでございますので、地方交付税法の六条の三第二項の規定といふものに当然該当することになるわけであります。

地方債、いわゆる財源対策債で処理をいたします二兆三百億円以外の地方交付税で処理をしようといふ三兆七千二百三十三億円について、平成八年度におきましてはこれを国と地方で折半してそぞれ補てん措置を講じよう、单年度ではありますけれども、そのことを制度化するというところでお付税法の六条の三第二項といふ規定をクリアしたいと考えたわけでございます。したがつて、この六条の三との関連から申し上げますと、地方財政制度の改正として交付税で処理をすべき額の

半分については国が責任を持つということにした点について御理解を賜りたいというふうに思つてございます。確かに、法定加算四千百三十八億円、臨時特例加算四千二百五十三億円、もともと地方が主張できる金額ではないかという御指摘であります。ただ、過去の例を見ていだきますと、法定加算につきましても、これまで当該年度に丸々一〇〇%入れていただいたということはなかつたわけですが、このうのを入れ込んで二分の一というふうに思つてございます。

地方においては、そう思つてもこういうことについての発言の機会といつのはないわけでございまして、こいつは場でないとなかなかこういふこともお聞かせ願えないということがあらうかと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) ただいま御答弁を申し上げましたように、平成八年度の財源不足が五兆七千五百億というようなことになつたわけでございますので、地方交付税法の六条の三第二項の規定といふものに当然該当することになるわけであります。

○説明員(三國谷勝範君) ただいま先生からの御指摘また財政局長からの御答弁がございましたように、平成八年度予算における地方財政につきましては、大幅な財源不足が続くという厳しい状況でございますが、一方、いろいろ御指摘ございまして、このように特例公債に依存するを得ないという状況でございまして、またそのうち十兆円を超える額といふのは償還財源の手当てのない特例公債に頼らざるを得ないという厳しい状況にござります。当初予算でこのよくな特例公債に依存するのは七年ぶ

とおりましたけれども、やはり払へべきものは払つていく、そういう中での苦しさを分からち合うという形をとらないと、それぞれの財政を責任を持つてやつておるわけでございますので、これはぜひ来年以降そうしていただきたいというふうに思つてございます。

また、そういう中での話なんですかれども、地方での一兆八千億円余の地方交付税、これについても交付税特会で借り入れるわけでございますけ

けでございます。

確かに、法定加算四千百三十八億円、臨時特例加算四千二百五十三億円、もともと地方が主張できる金額ではないかという御指摘であります。ただ、過去の例を見ていだきますと、法定加算につきましても、これまで当該年度に丸々一〇〇%入れていただいたということはなかつたわけですが、このうのを入れ込んで二分の一というふうに思つてございます。

地方においては、そう思つてもこういうことについての発言の機会といつのはないわけでございまして、こいつは場でないとなかなかこういふこともお聞かせ願えないということがあらうかと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) ただいま御答弁を申し上げましたように、平成八年度の財源不足が五兆七千五百億というようなことになつたわけでございますので、地方交付税法の六条の三第二項の規定といふものに当然該当することになるわけであります。

○説明員(三國谷勝範君) ただいま先生からの御指摘また財政局長からの御答弁がございましたように、平成八年度予算における地方財政につきましては、大幅な財源不足が続くという厳しい状況でございますが、一方、いろいろ御指摘ございまして、このように特例公債に依存するを得ないという状況でございまして、またそのうち十兆円を超える額といふのは償還財源の手当てのない特例公債に頼らざるを得ないという厳しい状況にござります。当初予算でこのよくな特例公債に依存するのは七年ぶ

とおりましたけれども、やはり払へべきものは払つていく、そういう中での苦しさを分からち合うという形をとらないと、それぞれの財政を責任を持つてやつておるわけでございますので、これはぜひ来年以降そうしていただきたいというふうに思つてございます。

また、そういう中での話なんですかれども、地方のいろいろな公共団体は一生懸命努力していきたいと思うわけでございます。

このうち一般会計加算につきましては、今のようないい財政事情のもとではあります、いわば特例公債に依存しながら返すという形で法定加算を上回る加算を行つたものでございますが、今回の財源不足が非常に多額でございまして、残りの部分につきましては借入金の償還時に法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還してください」という形で協議に臨んだわけであります。

国の方におきましても、総額二十兆を超えるような特例債を含んだ公債を発行するという厳しい中で地方財政の現状というものを理解していただいて、こういった借入金ではなく現金を一般会計から交付税特別会計に繰り入れをしていただきたいことについては、国の方としてもできるだけの措置を講じていただきたいというふうに思つてございます。

○説明員(三國谷勝範君) ただいま先生からの御指摘また財政局長からの御答弁がございましたように、平成八年度予算における地方財政につきましては、大幅な財源不足が続くという厳しい状況でございますが、一方、いろいろ御指摘ございまして、このように特例公債に依存するを得ないという状況でございまして、またそのうち十兆円を超える額といふのは償還財源の手当てのない特例公債に頼らざるを得ないという厳しい状況にござります。当初予算でこのよくな特例公債に依存するのは七年ぶ

とおりましたけれども、やはり払へべきものは払つていく、そういう中での苦しさを分からち合うという形をとらないと、それぞれの財政を責任を持つてやつておるわけでございますので、これはぜひ来年以降そうしていただきたいというふうに思つてございます。

また、そういう中での話なんですかれども、地方での一兆八千億円余の地方交付税、これについても交付税特会で借り入れるわけでございますけ

うに思つてございます。この点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○説明員(三國谷勝範君) 八年度の公経済全体の税収の状況ということでござりますけれども、八年度におきましては地方税がほぼ横ばいという厳しい状況でございますが、一方、国税につきましましては、前年度当初予算比二兆円を超える減少といふまことに厳しい状況にあるわけでございます。

このようないい財政事情のもとで八年度の地方財政対策にましては、特例公債に依存しながら法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。現下の国が国に貯めたお金の一兆円ほどの残額は平成九年度から年割りで決まって入れていてただくことになつて、地方財政がこういう厳しいとつきでありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。

このうち一般会計加算につきましては、今のようないい財政事情のもとではあります、いわば特例公債に依存しながら返すという形で法定加算を上回る加算を行つたものでございますが、今回の財源不足が非常に多額でございまして、残りの部分につきましては借入金の償還時に法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。

このうち一般会計加算につきましては、今のようないい財政事情のもとではあります、いわば特例公債に依存しながら返すという形で法定加算を上回る加算を行つたものでございますが、今回の財源不足が非常に多額でございまして、残りの部分につきましては借入金の償還時に法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。

このうち一般会計加算につきましては、今のようないい財政事情のもとではあります、いわば特例公債に依存しながら返すという形で法定加算を上回る加算を行つたものでございますが、今回の財源不足が非常に多額でございまして、残りの部分につきましては借入金の償還時に法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。

このうち一般会計加算につきましては、今のようないい財政事情のもとではあります、いわば特例公債に依存しながら返すという形で法定加算を上回る加算を行つたものでございますが、今回の財源不足が非常に多額でございまして、残りの部分につきましては借入金の償還時に法定加算でありますだけに、それを繰り上げて償還していくことでござります。

れども、これについて地方が独自のものということがやつて、それに対する財源対策を自治省の方で面倒を見たといふことであるならば、この一兆八千億の借り入れに対して利子をつけて返してよといふのもまたおかしな話じやないかと思うわけなんで、これらは利子負担を軽減すべきじゃないかといふふうに思うわけですが、この点は今度は自治省の方でお答えいただきたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 平成六年度、七年度の借入金の利子については確かに国が持つていただくことであつたわけであります。ただ、これは若干経緯があるわけであります。現在の交付税法の附則三条によりまして、地方財政が足りないときには特別加算といふのが本来の筋であるわけであります。そいつの点から、緊急やむを得ず特別加算ができないということで借入措置を講じているわけで、そいつの意味で利子は国が負担するという物の考え方であるわけあります。

今年度の場合は、法律で言いますと六条の三第二項の、単年度ではありますけれども、財政制度の制度改正、その制度改正というものは地方交付税で増額すべき分の二分の一は国が責任を持つ、残りの二分の一は地方の責任で対処する、そういう制度改正をいたしたわけであります。したがって、國の方で責任を持つていては地方が責任を持つても責任を持つという形になつておられる場合でございまして、御理解を賜りたいと思います。

○岩瀬良三君 利子を持つてといふことであるならば、また逆に地方が自分の方で借りて対策をとるよといふ場合もなきにしもあらずなわけなんで、せつかくの対策でござりますので、さらにもう一押しあるいをしたいといふふうに思うわけございます。

それから、昨日の新聞にておりましたけれど

も、経企庁が景気動向を発表されております。一月の指標が発表されておりまして、これが全部白丸に変わつておられます。五〇%を境にしての黒丸、白丸でございますけれども、全部白丸になつて景気が上がつてきました、こういうように我々にとつても非常にいい話であるわけでございません。また一方では、失業率は史上最高の三・四%までと来ておるというようなことで非常にまだらな感じがするわけでございます。将来的景気も、我々一生懸命に景気浮揚を図らなければなりません。また一方では、後退の段階ですけれども、そんな急激な景気の上昇といふのは今の社会情勢では考えられないわけでございませんして、そういう中で税収の確保というのも今後厳しいものがあろうかと思つわけでございます。

こういう中で、来年度もこういう大幅な財政収支の不足が見込まれるというようなことがであります。自治省としては、毎年毎年財源対策債でやつて、しかも国税の借り入れでやり、起債でそのままのまま残りを見るとか、こういうようなことばかりでももういけないんじやないかと思つわけでございます。

そういう中で、来年度以降そういうことができた場合にはどういう措置をお考えになつておられますのか、これは大きな問題でございますので、大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(倉田寛之君) 平成九年度以降の地方財政対策につきましては、今後の経済動向であるとかあるいは国及び地方の財政状況などを現時点

いたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいといふふうに思つて次第でござります。

○岩瀬良三君 将来のこととございますし、なかなか難しい話でございますので、ひとつできるだけの御努力をお願い申し上げたいと存じます。

それで、もう少し交付税のことに触れさせていただきますけれども、平成六年十一月に地方制度調査会で「地方分権の推進に関する答申」というのを出してございます。これで交付税のところを見ますと、「自主的・自立的財政運営を保障できるよう、その所要額を確保するとともに、算定方法を合理的でできるだけ簡素なものとするなど、その財政調整機能の充実を図っていくべきである。」、こういうふうに答申がなされておるわけでございます。

もう一つ、それから間もなく出されました「地方分権の推進に関する大綱方針」、これは閣議決定のものでござります。これの地方交付税のところの項目を見ますと、「地方交付税については、公共団体の財政需要を的確に反映させることのできるものとするなど、その財政調整機能の充実を図つていくものとする。」ということです。調整機能の充実を図つていくことについては両方合つておるわけですから、何ヵ月も過ぎない間に、算定方法ができるだけ簡素なものとするという点が抜けてきておるわけなんです。

地方交付税、非常に難しく、いろいろな点で多岐にわたつておるわけですが、自治省の方でもできるだけ簡略化できるような計算方法を考えやっておられるわけですから、それでもまだ専門家でないとよくわからないという点があるわけなんで、この簡素化を図るという点でどのような努力が行われているのか、お伺いしたいと存じます。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方交付税の算定方法の問題でござります。これは今御質問にありますように、簡素合理化すべきではないかといふ強御意見が片一方ではあります。ただ、

現実問題といたしましては、地方交付税の特に基準財政需要額の算定を通じて、地方団体の行政水準といいますか、行政内容の一つの指針、指標になるものでありまして、毎年度、各地方団体から提出してもらいたいという意見書が担当者の机の上にもうこんなにたまらぐらい来るわけあります。

私たちも、簡素合理化とできるだけ実態をより反映した算定方法、これは突き詰めでいきますといろいろな補正を中心に行なってやや複雑な方法になるわけでも、そういうふうに答申がなされておるわけあります。

私たちも、簡素合理化とできるだけ実態をより反映した算定方法、これは突き詰めでいきますといろいろな補正を中心に行なってやや複雑な方法になるわけでも、そういうふうに答申がなされておるわけあります。

両者の間で大変難しい選択を迫られているわけであります。しかしながら、やはり国民にわかりやすい制度ということが大事でもありますので、できるだけ簡素合理化をしながら、しかも地方団体の要望にもこたえていくという両方の方法をどちらかの間で大変難しい選択を迫られているわけであります。

人口分というものに入つておりますが、地域づくり、ふるさとづくりの関係については企画振興費というものを独立させました。あるいは社会福祉費の中に入つております老人関係経費を分離いたしまして、六十五歳以上の人口を測定単位といたしました高齢者保健福祉費といったようなものを作りました。付税の中身がよりわかりやすくなるような措置も講じてきましたところであります。

いずれにいたしましても、行革審等の答申にも示されています算定方法の簡素化、よりわかりやすいものとなるよう今後とも努めていきたいと存じます。

○岩瀬良三君 私も若いころ、自治省の皆さんと交付税のことについて議論したことがあるんですけれども、正直言つて地方団体での資料の把握というものが片一方ではあるわけあります。ただ、

ね。ですから、自治省の皆さんと議論してもなかなか納得させられるだけの資料というのが得られないし、またそういう見方を年じゅうしているわけじゃないんで非常に歎がゆい思いをしたこともあります。そういった中で、全体的に見回しておられるわけでございますので、この簡素化という点、恐らく自治省の皆さんの義務だろうと思うわけでございます。そういうわけで、今後とも簡素化にお努めいただきたいと思うわけでございます。

それから、時間もないのでもう一点だけ簡単にさせていただきますけれども、福祉社会に向けて一番問題になつてくるのは高齢者の問題だらうと思うわけでございます。そういう中で特養等の施設の問題なんですが、そういう中に入られる方、これは非常に年配の方なんですね。ところが、それを介護する人も非常に年配なんです。ですから、負担が少しかかつても、介護する人ももう収入がないわけなんで、非常に負担に思うわけでございます。従来より制度としてずっと見てもらつてあるわけでございますけれども、福祉社会に向けて施設の面での充実、こういう点で、層御努力をいただきたいと思います。簡単でいいですが、ちょっと御回答いただければと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 特に高齢者に対する財政需要につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在、高齢者保健福祉費というものが指標にとりまして、これは四月一日現在の数字であります。その指標に、かかります全国平均の一人当たりの単価を乗じる、これは密度補正という手法でありますけれども、そういう手法をもちまして各地方団体の実態に近い財源措置をしているというような工夫もいたしているところであります。

また、そういういわゆる補助事業ばかりではありませんで、各地方団体では地域の実情に応じた

福祉施策も展開しているわけありますので、そういう単独事業に係る財源措置についてもこの交付税の中で充実を図っているということでござります。

○岩瀬良三君 終わります。

○小川勝也君 岩瀬委員に引き続きまして、若干の質問をさせていただきます。

まず、連日議論の中心となります財政状況の認識について質問をさせていただきたいと思います。かどうか、改めてお伺いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(畠田寛之君) 我が国の財政状況は、平成八年度予算におきまして特例公債の発行を含めて二十一兆円に上る公債発行に依存せざるを得ないものとなつていて、ことに加えまして、平成八年度末の公債残高は、御指摘のように二百四十四兆円に増加する見込みでございます。国債費が政策的経費を圧迫するなどして、構造的にますます厳しさを増しているものというふうに承知をいたしているところでございます。

また、平成八年度の地方財政につきましては、地方税の伸び悩み、地方交付税の落ち込みに加えまして、所得税及び住民税の減税が実施をされることなどから、引き続いて大幅な財源不足が見込まれるところでもございます。平成八年度末で百三十六兆円を超える多額の借入金を抱える見込みとなっておりまして、さらに個別の地方団体の公債負担も増加をしつつございます。

今後、地方分権が推進をされてまいります過程で、公共投資基本計画等の考え方にも沿いまして、住民の皆様に身近な社会資本の整備、災害に強いいます。

今後も、御指摘のようにこの行政については地方団体として経費のかかる部分でございますので、私どももその充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実など、現下の重要な施策課題を推進してまいりますし、で地方団体の担う役割というものは、またこれに伴う財政需要はますます増大をするものと見込まれております。

こうしたことから、地方財政は国と同様に極めて厳しい状況に置かれているものと、かように認識をいたしているところでございます。

○小川勝也君 大臣も同じ御認識なので安心をしましたところでございます。

先日来、議論を聞いておりますと、國も地方も非常に危機的な財政の中、その負担の割合をどのようにしてやるかあるいはどういう負担が適切なのかという話題に終始しているような気がいたしました。

さて、このような厳しい財政状況の中での政治家の役割について大臣の御所見をお伺いいたしたいと思います。

今回議題となつております地方税法並びに地方交付税法に関する法律案でございますが、これは優秀な官僚機構の方々が知恵を絞りながらつくられた、あるいはこうせざるを得なかつたというような法律案と認識いたしますので、私どもも賛成せざるを得ないと考えております。しかし、政治あるいは官僚機構はおのずからいろいろな役割の違ひがあるよう私には思えるのであります。言ふなれば、今回の法律案ではございますが、これはまさに官僚機構のルーチンワークの一部である私は考える所以であります。そこで、このような厳しい財政事情の中、國も地方も大変だと。そんな中、政治家の本来の役割とは何でありましょうか。

私見を申し上げさせていただく時間をお与え下さい。ただきますれば、私どもの国は、明治以来の優秀な官僚制度と戦後できましたいろいろな諸制度がうまく機能いたしまして、戦後の復興から社会資金の充実あるいは福祉施策の充実など、目覚ましい発展を遂げて今日まで至つたと思うのであります。その前提条件にあつたのが、こく一部の時期です。その前提条件にあつたのが、こく一部の時期で、うまく機能いたしまして、戦後の復興から社会資金を除いての高い経済成長率にあつたと言えるので

毎年毎年税収があふれる、そして予算規模も大きくなっていく。そんな中で、例えば予算措置の中でも借金財政に陥ったとしても、次の年の収入があふれるのでありますから、その借金の相対的な額の大さきが次の年には小さくなっていく、こういう予算組を組む財政の措置にとって非常にいい条件のもとに支えられてきた。

ただ、先ほどの役割論で申し上げますれば、政治家は、安定してふえる収入の中からあるいは大きくなり続ける予算の中から、社会資本の整備であるとか地方の充実であるとか福祉施策の充実であるとか、よく言えば歳出面を中心にして仕事をしてきたと言えるのではないか。そして、悪く言うのであれば、選挙を意識しながら選挙区にいかに予算を持っていくのか、あるいは業界や団体そして自分の支持母体に向けてどうやって有利な施策を実行させていくのか、そんなことを中心に仕事をしてきたのではないかと言えるのです。そのことが、結果的に日本の隅々までこんな充実したすばらしい国ができたことも否めない事実だと私も認識しております。

ただ、そんな中、我が国はオイルショックという大きなハーダルも踏み越えて高い経済成長を維持してまいりました。しかし、先日来の議論の中においてますように、財政の状況はこんなにも逼迫をしておる、あるいは渡辺委員や岩瀬委員の御指摘のとおり、バブルの後とはいえ来年や再来年年にたちまち税収があふれるという、そんな甘い状況ではないことは皆さんの一一致した見解でもあろうかと思うのであります。

今この重要な財政危機を認識しながら、そして厳しい経済状況も認識しながら、私はいろんな不安定要因というか、心配な要因を考えることができます。例えば円高であるとか産業の空洞化、あるいは規制が多過ぎて新しい産業がなかなか創出できない、そして先ほども話題になりましたが、失業率の上昇等雇用の不安、あるいは今回の住専処理によって明らかになつたように、住専だけで

ない、ノンバンクだけではない、企業がそれぞれ抱えている不良債権の問題、これは税収の伸びが期待できないということのいろいろ大きな要因になつていくかと思います。

また、財政の方を考えても、国家的に

農業に対してまだ保護を受けなければいけないと

か、あるいは本格的な高齢社会が到来をする、そ

して先日来この審議の中で明らかになつた四百兆

円になんなんとする国、地方を合わせての借金は、

将来的に少子化を迎えた後の子供たち、我々の國

の次代の人たちにこのツケを回すということには

かならないのであります。そんな状況の中で、景

気回復待ちというような安易な施策でいいのであ

りましようか。

今回議題となつております一法の改正案、これ

はまさに優秀な官僚機構の仕事であると仮定をい

たしまして、政治家の与えられた責務は何でありましようか。私は、國、地方の現在置かれている財

政状況と、景気回復もままならない、税収の伸び

も望めない今日の危機的な状況をどう打破してい

くのかという問題こそが国民から負託を受けた國

会議員の役割だと認識をいたしますし、ましてや

議院内閣制の我が國においては、政治家でありそ

して内閣の一員であります國務大臣の責任は非常

に重いと考えております。

この財政の危機をどう克服するのか、そしてど

う乗り切っていくのかということに対しまして、

倉田自治大臣の御所見をお伺いしたいのでござい

ます。

○國務大臣（倉田寛之君） 小川委員から御持論を

交えまして、現下の我が國の財政状況に対するさ

まざまな角度からの御指摘をいただきました。そ

の御意見に対しても自治大臣として一言申し上げさせ

せていただけるなら、橋本内閣の現下の最重要課

題は我が國の景気対策にあるつかと存じます。

そういう意味からいいますと、平成八年度の政

府予算案は景気の回復に資していくためのさまざま

な施策を、御議論があるところは十分わかりま

すが、網羅したもので適切なものというふうに私

は承知をいたしているところでございます。した

がいまして、この予算が早期に成立をしていただ

けますように心から御期待を申し上げたいとい

う気持ちでございます。

ちなみに申し上げますと、地方財政を充実強化

していきます場合には、地方税一つとりましても、

また地方交付税をとりましても、なかなか地方

交付税は国税五税のハイに一定の割合で求めたも

のでござりますから、景気が回復することによつ

て国の税収がふえるということが最も大切なこと

になるんではなかろうかというふうに思います。

しかし、現下の地方財政につきまして今後の対策

やいかんということになりますと、経済の動向で

あるとか、國あるいは地方の財政状況などを現時

点で見通すということは極めて困難でございます。

しかし、現段階におきましてその見通しにつきまして

申し上げることはできかねるところでございま

すし、現段階におきましてその見通しにつきまして

申し上げることはできかねるところでございま

す。しかしながら、御指摘のように多額の借入金残

高を抱えております現状を踏まえますと、中長期

的に見まして地方の財政事情がまことに厳しい状

況が見込まれるということは言うまでもございま

せん。したがいまして、私といたしましては、この

ような厳しい地方財政の状況のもとにおきまし

て、地方団体がその役割を十分果たしていけるよ

うに必要な税財源を確保して、地方財政の運営に

支障の生じることのないように努めるということ

が私の責務であろうというふうに認識をいたして

いるところでございます。

○小川勝也君 私も、大臣の御活躍と景気の回復

をお祈りするものでございます。

そこで、先般来議論の中心となつております地

方の厳しい財政について御質問をさせていただき

たいのであります。

簡単に考えまして、地方自治体の財政の好転化

には三つの点が考えられると思います。一つは、

收入がふえることあります。このことについて

は、いろいろな議員からいろいろな角度で御質問

があるかと思います。また第二には、支出を減ら

す。これは、つまり行政サービスを後退させると

いうことにもなりましよう。そして第三点が、そ

んな中で行政のむだを省いて効率的な自治体運営

を目指すという点であります。

私は、いわゆる効率的な行政を目指すという地

方の改革についてお伺いしたいと思います。

初めに、地方公共団体の行政改革に対する自治

省としてどのような指導を行っているのか。そして

第二に、改革に努めた自治体とそうでない自治

体があるかと思いますが、そんな中で一生懸命行

革をやった自治体がどんなメリットを享受できる

ようなシステムになつてているのか、この二点につ

いてお伺いしたいと思います。

○政府委員（松本英昭君） お答え申し上げます。

第一点の地方団体の改革に対して自治省はどう

よな指導をしているかということでござります。

が、自治省におきましては、平成六年十月に、地方

公共団体における行政改革推進のための指針とい

うのを策定いたしまして各地方公共団体に通知を

したところでござります。各地方公共団体におか

れましてはこの指針を踏まえまして、住民の代表

者等から成ります行政改革推進委員会等を設置し

新たな行政改革大綱を策定するなど、住民の理解

と協力のとともに、行政需要の変化や住民ニーズに

的確に対応できるための事務事業の見直し、組織

機構の再編、スクランプ・アンド・ビルトの徹底等

による定員管理の適正化、行政サービス向上に向

けた事務処理の改善等に取り組んでいただいてい

るところでございます。

また、これらの地方公共団体の取り組みを一層

推進するために、地方公共団体みずからが適切な

進行管理のもとに自主的、主体的に新たな行政改

革大綱の着実な実施を図っていくことが必要であ

ると考えておりまして、都道府県と政令指定都市

では、現在ではもうあとわずかでござりますが、

今年度中に全団体がこの大綱の決定を見る予定と

聞いております。

今後とも、こういう方針に沿いまして地方公共団体の行政改革が計画的に推進されますよう、私もとても必要な指導、助言、情報提供等を積極的に行ってまいりたいと考えているところでござります。

それから、第一点目の改革に努めた団体がどの

ようなメリットが生じるのかということでござい

ますが、本来、地方公共団体の行政改革は、何より

も地方団体自身がみずから置かれた厳しい環境

のもとにどういうふうにリストラを進めていく

か、あるいははどういうふうに新たな住民の要請に

応じていくか、また自己の政策形成能力等をどう

して高めていくか、こういう点を住民とともに考

えていただいて、そして改革を進めていただくこ

とによりましてみずからがメリットを生み出していく

いく、私どもはそういうことが重要であろうと考

えているわけでございます。

現実に地方公共団体が進めておられます行政改

革の中、例えばスクランプ・アンド・ビルトによ

る福祉と保健等の組織再編成や職員の効果的な配

置の推進、あるいは事務処理方法の改善等により

まして住民サービスの向上を図るというような実

例も出ております。

また、補助金等の廃止、削減を通じまして、より

ニーズの高い事業にそれを向けていくというよ

う努力も見られております。これは一例でござい

ますけれども、例えば昭和六十年から平成五年度

まで私どもが調査いたしましたところ、全国で約

三千億円の補助金等の削減、廃止等が行われてお

りまして、これらは新しい行政ニーズに振り向

けられたものと考えているところでございます。

さらに、地方公共団体の政策形成機能の充実強

化や職員能力の開発等を推進していくただきま

すが、みずから創意と工夫によって主体的な行財

政運営と地域づくりができる、そういう方向で努

力ををしていただいているところでございます。

私どもは、そういう地方公共団体のみずから

主体的な努力をいろんな面から応援させていただ

くことを通じて、今後も地方公共団体の行政改

革が円滑に進みますように、私どもとしての努力も払っていかなければならぬものと考えています。

○小川勝也君 私としても自治省の方々に期待をしておるんですが、何とか地方分権と相まって、自治体が努力すればするほどそのメリットを自治体あるいは住民が享受できるような画期的なシステムがないかななどと考えておるわけです。これから先はひとり言なんですが、中央が行革ができるないと地方もできないだろうなという意見も持っております。

それでは、地方分権の推進に絡めて質問をさせていただきます。先日来、地方分権推進委員会からいろいろな情報が漏れてきておりまして、いろいろな情報を新聞等で見ておるんですが、そんな中で農地転用の記事が出ておりました。これは大胆な報告であつて、都道府県の知事さんの中で大部分の方が知事の権限による農地の転用を望んでおられる、これは確かにすばらしいことであるし、私は何とか実現したいなと思うわけでございますが、一方、我が国としての食糧の自給あるいは安全保障といふことから農地をどう確保していくのか、どう担保されるのかなどという不安も生じているのであります。

それと同じ発想で、例えば地方分権、あれもこれもという形でいろいろな議論がなされておるわけですが、反対する側からすると、例えばそういう権限を地方に移譲するとこんなリスクを負つたりデメリットが生じてきたりするであろうと、この反対論を駆逐していくことも推進に向けて重要なことだと思うのであります。

私は分権を推進する立場から質問をしたいのであります。例えば、課税自主権の拡充や起債の発行条件を緩和してくれ、こういうような話があると思うのでありますが、これがなされると、今以上に自治体間の格差が広がるばかりか、例えば隣接した市町村で行政サービスに大きな格差を生じたり、あるいはさまざまな税の分野で税負担の

違いが出てきたり、住民サービスに大きな違いがあるわけでございます。

地方分権を推進した後、自治体に対するそういう最低限のコントロールに対してどのような担保を考えているのか、あるいはコントロールの手法を考えておるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(松本英昭君) お答え申し上げます。

今回の地方分権の推進ということの一つの大きな目標が、推進法にも書いてございますように、国と地方団体との役割分担というものを明確にする、これが一つあることだけは間違いないと思っております。

そこで、都道府県の知事さんの中で大半の方が知事の権限による農地の転用を望んでおられる、これは確かにすばらしいことであるし、私は何とか実現したいなと思うわけでございますが、一方、我が国としての食糧の自給あるいは安全保障といふことから農地をどう確保していくのか、どう担保されるのかなどという不安も生じているのであります。

それと同様に、これは一つの大きな原則であるうかと考へております。

一方、そうはいしましても、国が本来果たすべき役割といふものがございますので、できるだけ

地方のことは地方にゆだねて國の役割の機能といふものを純化して強化していく、これもまた今回

の地方分権の考え方の一つであろうかと考えておるわけでございます。

そういうことから、ただいまも委員御指摘になりましたように、国としての果たさなければならぬ一つの方法であると考えるのであります。そのための合併の促進について何か策があるのかないのか、あるいは合併をしたことによって自治省としてこんなメリットを自治体に与えたい、そんな構想がございましたらお話を伺いたいと思います。

○政府委員(松本英昭君) この問題につきましては、さきにも委員の方から御質問がございましてお答え申し上げたところでございますが、昨年の三月三十一日で期限切れとなつておきました合併特例法を、昨年、十年間延長していただきました。

そして、今までの特例法は、どちらかといいますと合併の障害となりますことにつきまして特例法を、昨年、十年間延長していただきました。それで、今までの特例法は、どちらかといいますと申しますのは、例えば統委員の東京都や谷川委員の大坂府も一つの自治体でありましょうが、私どもの国には三千三百余りの地方自治体があります。その中には、今お話をありましたように過疎の町や村もあるのであります。

今、地方分権と呼ばれますて、分権のメリットをこれだけ享受できるという自治体もあるでしょ

す。また、ナショナルミニマムを超える行政サービスというのは、地方における行政ニーズに合つて、住民の選択にゆだねていく、そういうことが重要なのではないかと思っていいるところでござい

ます。

さらに、地方分権の推進に当たりましては、地

方公共団体に一定の行政水準の確保と、自主的、自立的な財政運営を保障できるような地方交付税、地方税等の一般財源の所要額を確保いたしま

して、地方税財源の充実を図つていくことも必要だと考へているところでございます。

○小川勝也君 今の御答弁を伺つていますと、國の関与はできるだけ小さくしていこうというよう

な発言に受けとめられるわけでございますが、そ

うなつてきますと、いわゆる自治体間の財政力、体力という面で格差がどんどんついていくのでは

ないかというふうに思つてあります。

そんな中で、私は前にも質問をさせていただき

たわけですが、例えば体力のない、財政能力の小

さい自治体が合併をして、事務事業の合理化を

図つたりあるいは体力の向上を図つたりすること

も一つの方法であると考えるのであります。その合併の促進について何か策があるのかないのか、あるいは合併をしたことによって自治省としてこんなメリットを自治体に与えたい、そんな構想がございましたらお話を伺いたいと思います。

○政府委員(松本英昭君) この問題につきましては、さきにも委員の方から御質問がございましてお答え申し上げたところでございますが、昨年の三月三十一日で期限切れとなつておきました合併特例法の成立以来、各地方に私どもの職員を直

接派遣してその趣旨等を説明いたしますとともに、広域行政アドバイザーというものを派遣いたしました。また、合併推進に当たりましては、都道府県が行う事業につきましても所要の財政措置を講じて交付税で措置できるような仕組みを取り入れました。また、過疎債につきましても、過疎市町

村が合併をいたしまして過疎債の適用がなくなら

ないようになります。

そういうことから、ただいまも委員御指摘にな

った合併をいたしました関係市町村が合併後の市町村の建設計画を立てまして、それに基づいて事業を推進していく、いわゆる交付税と起債の制度を使って大体七割程度までは施設整備等に延長していく、そういうことも行いましたし、ま

た合併をいたしました関係市町村が合併後の市町村の建設計画を立てまして、それに基づいて事業を推進していく、いわゆる交付税と起債の制度を使つて大体七割程度までは施設整備等に延長していく、そういうことも行いましたし、ま

た合併をいたしました関係市町村が合併後の市町

村の建設計画を立てまして、それに基づいて事業を推進していく、いわゆる交付税と起債の制度を使つて大体七割程度までは施設整備等に延長していく、そういうことも行いましたし、ま

た合併をいたしました関係市町村が合併後の市町村の建設計画を立てまして、それに基づいて事業を推進していく、いわゆる交付税と起債の制度を使つて大体七割程度までは施設整備等に延長していく、そういうことも行いましたし、ま

うけれども、こんな幾らいい文章や政策が流れても、到底私どもの自治体ではそのメリットが享受できないという自治体もたくさんあるのです。その地方自治体も、村も町も一つの自治体でございますし、その地域住民にも自治が必要なのです。日本全国で地方分権の推進といつていただければありがたいとお願ひを申し上げます。

節がありますが、大蔵省として現在の地方交付税制度についてどのように認識をしておられるか、また今後の本格的高齢化社会における地方交付税制度はどうあるべきと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員（三國谷勝範君） 今後の国の財政事情につきましては、御指摘ございました「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」においてお示してありますように、既存の制度、施策のもとにしておりますよう、

わけでありますので、どうぞ大蔵省は交付税についても財政基盤をしっかりとさせて地方になるべくの御努力をお願いしたいと思います。

自体が大変な合理化になるわけでありますし、そ
ういった必要があるのでないかというようには思
います。ただ、現実問題としては、補助金はなく
なつても地方に事務は残っている、やらなければ
ならない仕事というものは当然残るわけでござい
ます。そういうふた補助金がなくなつた場合につい
て、税源譲渡など税財源の地方への振りかえとい
うものが私はやはり必要になつてくるのではないか
かというふうに思つて、次第でござります。

○和田洋子君　「昨日と今までの委員の皆さんといろんな質問の中、國も地方も財政は大変厳しいということがよくわかり、また大臣以下皆さん御答弁にもあることありますけれども、今回の地方財政計画、財源不足の措置を公債で賄わなければいけないなどというのは、後年、私たちの子供や孫にとつては大変不幸なことありますので、今までの御答弁にありますとおりぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。質問をしていていただくわけでしたが、これは省略をいたします。

本格的な高齢化社会への対応、あるいは社会資本の整備の問題、あるいは国際社会における責任の問題、こういった財政の役割を踏まえますとまた大変厳しいものがございまして、そのことをそのままお示ししているものでございます。

一方、地方の財政事情も現在財源不足が続いている状態にございます。したがいまして、今後の国、地方の財政運営に当たりましては、できるだけ速やかに財政がその本来の機能を発揮できるようには健全な体質をつくり上げていくことが必要ではないかと考えております。そのためには、国及び

困難であると思われます。
そこで、国の一般会計で採用されているシーリング方式を補助金にも導入してはどうかと私は考
えております。一般会計におけるシーリングの手
法は、本来政策的考慮を働かせるべき予算編成に
一律的手法を用いているものであるとして批判さ
れることができなくはないのですが、歳出の削減と
いう点ではそれなりの効果があつたと評価をする
意見もあります。

地方分権を進めるために、国庫補助金を廃止、
削減するに当たつて抜本的な改革が最も望ましい

いろいろな御議論がなされることだろうと思いま
す。そういった議論を踏まえながら、国と地方の
役割分担に応じた地方税財源の充実強化あるいは
地方分権の推進といったことに私ども力を尽くし
してまいりたいというよう思つてゐる次第でござ
ります。

○和田洋子君 そこで、行政改革のお話をしよう
かと思ひましたが、小川委員が大変いい質問をさせ
られて、地方団体における行政改革大綱の策定も
着々と進んでおるという話を聞きました。地方分
権を進める上では、日本全国よて文部省などから進

ことし一月に出された大蔵省の「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」によれば、地方同様に国の財政が大変厳しい、そして中期的財政事情は、経済成長に伴つて税収が幾ら増加しても一般歳出の増加額のすべては賄い切れないのではないか、現状における多額の歳出入のギャップは年々拡大の一途をたどるおそれが強いとしております。そしてまた、財政健全化への取り組みはもはや一刻の猶予も許されないと大蔵省では言つております。これは、今後税率が増加するととも現行制度のもとににおける地方交付税をすべて確保することはできぬ、地方交付税制度の見直しをせざるを得ないと述べていると私には読めるのでございます。

大蔵省は、地方交付税を国債費と同様に歳出構成要因としてできるだけ削減の方向で考えておる確保するることはできない、地方交付税制度の見直しをせざるを得ないと述べていると私には読めるのでございます。

こうした中で地方交付税交付金につきましては、従来から、その時々の国及び地方の財政状況こういったものを踏まえながら、各年度の地方財政計画の策定を通じまして、地方財政の運営に支障が生じることのないよう所要の交付税額の確保に努めてきたところでございます。

今後とも、国と地方は公経済の車の両輪でありますバランスのとれた財政運営を行う必要がある、そういう基本的な考え方方に立ちまして、その時々の国と地方の財政事情を踏まえながら、地方財政の運営に支障が生じることのないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

○和田洋子君 地方分権が進められる中で、大蔵省のお考えと私たち地方に住む者そして自治省の考えに少しずつ差が出てきてしまつては大変困る

われますが、自治省の見解をお願いします。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方分権の推進が私どもにとつて現下の最重要課題であるというように認識をしておるわけであります。そういつた中で国庫補助金の問題というのはただいま先生が御指摘になつたような問題をいろいろ含んでおるわけでありますので、私どもいたしましても、地方六団体から、奨励的な補助金については四兆円あるけれども半分の二兆円は削つたらどうかといふ御提言があつたやに聞いておるわけでありますけれども、この補助金の整理合理化というのはこれから必要なことではないかというように思つております。

その場合に、補助金のもとになつておる事務自体が廃止できぬかということを検討されるべきではないかというよう思つています。そのこと

次は、地方団体への外部監査導入の必要性についてお尋ねをいたします。

地方分権を求める機運が高まっている中で、一方では食糧費だの官官接待だの地方団体をめぐる不祥事件も數多く出ております。地方分権によつて地方団体に自主独立の財源が確保されることは重要でありますから、その使途については不透明でなく住民に十分な情報を開示する必要があると思われます。そのためには外部の監査制度を導入すべきという多くの意見があります。

平成六年九月、地方六団体の「地方分権の推進に関する意見書」の中で、外部監査制度の導入を提案しております。政府の地方制度調査会も専門小委員会を設置して外部監査制度について検討をしており、来る四月に報告のまとめをされると聞いておりますが、小委員会での検討状況はどう

○和田洋子君 地方分権が進められる中で、大蔵省のお考えと私たち地方に住む者そして自治省の考え方と少しずつ差が出てきてしまつては大変困る

その場合に、補助金のものになつてゐる事務局が廃止できないかということを検討されるべきではないかというようすに思つています。そのこと

小委員会を設置して外部監査制度について検討をしており、来る四月に報告のまとめをされると聞いておりますが、小委員会での検討状況はどう

なっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(松本英昭君) 地方団体の外部監査制度導入に関する御質問でございますが、現在、御指摘がございましたように、第二十四次地方制度調査会におきまして監査制度のあり方全般について検討をいたしているところでございます。

その中の議論として、現在論議が進んでおります地方分権の推進というようなことを考えますと、これから地方におきます責任が非常に重なること、またこれまでには国のいろんな形での関与でもって、言ってみれば外からの監査、検査といふようなものがあつたけれども、地方分権が進みそういうものをできるだけ少なくするという方向になりますと、やはりみずから監査を充実していくべきやならないだらうという観点、それからいろいろ大変おしかりを受けております地方団体の公費の使い方、こういう点からも監査機能といふものをもつと充実強化するべきである、そういうことが地方制度調査会全体の意見の流れであろうと考えております。

ただ、この外部監査制度の導入に関しましては、

一方では現在の監査制度とこれをどう調和させていくかという問題が一つございます。それからまた、地方自治というものを尊重した上で外からの外部監査というものを入れる場合にどういう形でその調和を図るか、また組織や財源をその自主性を尊重した上でどういう形で確保していくか、また技術的にも非常に難しいあるいは制度的にも解決しなければならない幾多の問題があらうという意見も出しております。

したがいまして、この二十四次地方制度調査会、実は四月末までの任期になつておりますのでこれからもまた議論をしていただくことはいたしておりますが、そこでの議論がどういう形に落ちつか、私どもとしても非常に注目をいたしているところでございます。

○和田洋子君 小委員会の今までの流れをお聞きしたわけですが、それでは自治省としてはどういうお考えをお持ちですか。

○政府委員(松本英昭君) お答え申し上げます。

自治省といたしましてもこの監査制度のあり方は非常に大きな関心を寄せておりまして、私はもも独自にいろいろ研究を行ってきております。ただ、今申し上げましたように、二十四次地方制度調査会で精力的な議論をしていただいております。

そこで、まずは専門家の地方制度調査会の御意見ですので、まずは専門家の地方制度調査会で精力的な議論をしていただいているところでございます。

○和田洋子君 平成八年度からふるさとづくり事業が三年間延長されたと聞いておりますが、これまでの地域づくり事業、ふるさとづくり事業についての成果をお尋ねいたします。

○政府委員(渡和夫君) 自治省では、昭和六十三年度の後半から平成元年度にかけてみずから

考えみずから行つ地域づくりを実施いたしましたて、引き続いて平成二年度から平成四年度にかけて、まことに申し上げますと、これによりまして從来までの地域づくり事業、ふるさとづくり事業についての成果をお尋ねいたします。

○和田洋子君 大変すばらしい成果だと思います。でも、反面におきましては、例えば隣の町で温泉を開拓して、どうしてうちの町では温泉が掘れないんだとか、そういういろんな問題があつたり、また各事業がどこを切つても全部金太郎あめじやないかなどといふことも言われているわけあります。

まして第二次のふるさとづくりという形で一連の事業を開拓してまいつておられます。

端的に申し上げますと、これによりまして從来の中央の発想あるいは国主導といった形ではなくて、地域主導の地域づくりあるいは地方団体の自

主性、自立性を生かした地域づくりが展開されるようになつてきたといふふうに考えております。

こうした事業、施策を活用されまして、地方団体では本当に広範にわたるいろんな事業を実施していただいているわけでございますが、例えはソフトラジオ事業、地域経済の活性化とか文化の振興、ハード事

業についていえば、もつと広く各種の基盤整備も含めて取り組みが行われております。

おっしゃるように、事業のいろんな展開の中で、隣と同じようなものを競い合つてつくつているんではないかという御批判があることも確かに重々承知をいたしておりますし、当初の原点に立ち

れておるわけでございますが、同時に、これらあわせまして、市町村長さんにお聞きしてもおっしゃることは、どうでございますが、これによつてしまつて住民の行政、地域づくりに対する参加意欲が高まってきたということを言われておられま

すし、同時に、市町村の職員を含めた企画能力が高まってきたということも言われております。同時に、私ども喜んでおりますことは、こういうことを通じまして市町村のイメージアップとか知名度が高まるということで、地域住民の郷土に対する誇りを持つ意識も高まってきたかなというふうに思っております。こういったことがこれまでの事業の大きな成果ではないかというふうに思つておられます。

○和田洋子君 大変すばらしい成果だと思います。でも、反面におきましては、例え隣の町で温泉を開拓して、どうしてうちの町では温泉が掘れないんだとか、そういういろんな問題があつたり、また各事業がどこを切つても全部金太郎あめじやないかなどといふことも言われているわけあります。

まずけれども、ふるさとづくり事業を推進してきました上の難点と、今回、事業を三年も継続されるという意味はどんなものでしようか、お知らせ願います。

○政府委員(渡和夫君) 先ほど申し上げましたように、昭和六十三年度以降、実質的には七年度間にわたつてこの事業を実施してまいつたわけですが、その意味はどんなものでしようか、お知らせ願います。

各市町村では、これまで住民の参加も得ていろんなアイデアを出し合つて計画をつくつてお取り組みをしていただいております。その中には、東京の目から見ていろんな問題があること

も恐らくあらうかと思いますが、同時に、それは地域の目から見れば大変大事な仕事もたくさん展開できているといふふうにも思うわけでございま

す。

これら事業なんですかれども、例えは器をつくりても、美術館をつくつてもなかなか絵が買えないとか、老人施設をつくつても中のものが買えないとか、維持管理、そういうものについてぜひ温かい配慮というか、箱物をつくつてあとは勝手におやりといつやり方ではなくて、その後のことについてもぜひ温かい配慮をお願いしたいというふうに、私は地方の議員でしたので痛切に感じております。各市町村では、これまで住民の参加も得ていろんなアイデアを出し合つて計画をつくつてお取り組みをしていただいております。その中には、東京の目から見ていろんな問題があること

返つてみますと、みずから考えみずから行うといふこの言葉にあらわれておりますように、自分たちの地域のことを自分たちで考えて個性豊かな地域づくりをとることがこの本来のねらいでござりますから、そのねらいにマッチする事業の取り組みが本当にできなかつたか、そこに市町村間の温度差が出てきている面はどうしても否めないところがあろうかと思つております。

そういう点、平成八年度以降、大変厳しい財政環境下で、改めて三年間ふるさとづくり事業を推進することといたしていけるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、市町村においてみずから考えみずから行う、広く住民参加のもとに計画的、効率的な事業の展開が行われますように私どもも指導に努めてまいりたいというふうに思つております。

○和田洋子君 今回の地方財政計画においても、地方単独の事業の拡充が図られて大変すばらしい

とおもつたが、その点はいかがなものでしようか。私は地方の議員でしたので痛切に感じております。各市町村では、これまで住民の参加も得ていろんなアイデアを出し合つて計画をつくつてお取り組みをしていただいております。その中には、東京の目から見ていろんな問題があること

も恐らくあらうかと思いますが、同時に、それは地域の目から見れば大変大事な仕事もたくさん展開できているといふふうにも思うわけでございま

す。

私も心配いたしておりますのは、立派な施設はできただれどもその中身についていろいろ御批判もある、そついたところも地方団体の方でいろいろ工夫して積極的にやつてもらいたいという

意味もあります。

それから、施設をつくりますと、ソフトの事業内容だけじゃなくて、どうしても維持管理費といつたようなものも増大をしてくるわけでありますが、この点については、一般的には地方財政計画を通じて維持管理費の必要財源を確保して交付税の単位費用の中に算入をしているわけでありますけれども、市町村がふるさとづくり事業などでつくった施設については御質問にありましたような趣旨を生かしたいということで、その管理運営費を基準財政需要額に算定する場合にきめ細かく算定をしようということで、具体的には、その施設の建設に使いました地域総合整備事業債の額がありますが、最高でその1%を自動的に交付税の中に入算するという制度をつけております。

最高で1%と申し上げましたのは、非常に大きな施設をつくった場合にその1%といいますと小さい施設の場合と随分差が出てしまうのですから、大きな施設、大きな額になりますと少し低減をさせるという意味で最高1%という意味でありますけれども、そういう具体的な施設をつくったものに着目して基準財政需要額に算入する方法を講じているところであります。

平成七年度でそれによる増加額が大体四百三十億ぐらいでございますが、今後も地方団体の実態等を踏まえてそういう点についてもよく考えて

おきますが、今後も施行され、分権時代を間近に控え地方税制も新たな出発点に立つことになります。

この

のであると思います。やむを得ない措置であった、こういうふうに認識をいたしております。

○有働正治君 肝心なことに答えておられない。交付税率引き上げ、この点について本当に真剣に考えて、国政のむだ、地方自治におけるいろんな見直す点は見直しながら、財源も国として確保していくし、とりわけ自治大臣としてはこういう交付税率の引き上げ、これを含めて本格的にやるべきだというこの点だけ。

○國務大臣(倉田寛之君) 平成六年度及び平成七年度に引き続きまして平成八年度の地方財政が大幅な財源不足が生じることになりましたので、平成八年度の地方財政対策におきましては、交付税率の引き上げを含めましてこの補てん措置を検討したところでございます。

しかしながら、平成八年度におきましては景気の推移を見きわめる必要があるということ、平成九年度の地方消費税の創設を控えまして平成八年度は税制改革の議論が予定をされていることから、交付税率の引き上げ等の恒久的な制度改正は適当でないという判断のもとに、平成八年度限りの特例措置として対応したものでございます。

○有働正治君 私はそこを本当に考えるべきだということを主張しております。

そのためにも、国、地方合わせまして膨大なむだ、浪費があると私どもは思うわけであります。そういうメスを入れるところにはメスを入れいく。その一つとして新産都市事業、工業整備特別事業、この根本的見直しを私は求める立場であります。また事実確認を求めます。

自治省の方でお答えいただきたいのであります。が、この新産と工特の両事業の財政特別措置法に基づき政府がつぎ込んだ利子補給金、補助率かさ上げ分が幾らになっているか、昭和四十年から平成六年度の累計額、結論をお示しいただきたい。

○政府委員(遠藤安彦君) お答えを申し上げます。関係道県に対します地方債の利子補給金の額でございますけれども、御質問の昭和四十年度から平成六年度までの累計で千二百六十六億円となつ

ております。また、関係市町村に対する国庫補助負担のかさ上げ額でございますが、昭和四十年度から平成六年度までの累計で三千三十九億円となりております。

○有働正治君 合計すると四千三百六億円ということになるわけであります。

国土庁にお尋ねします。この両事業につき込まれた財政資金 この昭和四十年度から平成六年度の累計、つまり第一次から第五次までの累計で、新産十五地区、工特六地区、合計二十一地区について、国費、県費、市町村費、公社公團等、合計でそれそれ幾らになっているか、数字をお示しください。

○説明員(八幡和郎君) 制度が開始された昭和三十九年度から平成七年度末までに行われる公共投資は約七十九兆七千四十三億円となる予定であります。その後、平成三年度より始まりました現在の第五次基本計画におきましては、国から約五兆一千四百七十二億円、道県からは約三兆一千六百二十三億円、市町村からは五兆六千三百三十九億円、さらに公社公團等から九兆三千二百六十二億円ございますので、総額で約二十三兆一千六百九十六億円ということになります。

○有働正治君 総投資額がわかれればこの間の総累計はわかるはずでありますから、後日で結構ありますので、私の方に資料をお示しいただきたいと思うわけであります。

膨大な経費、予算が投ぜられたということはおわかりのとおりであります。そこで、国土庁にお尋ねしますけれども、この両事業の工業団地の造成状況、売れ残り状況、それから新産・工特事業であります。が、この新産と工特の両事業の財政特別措置法に基づき政府がつぎ込んだ利子補給金、補助率かさ上げ分が幾らになっているか、昭和四十年から平成六年度の累計額、結論をお示しいただきたい。

○政府委員(遠藤安彦君) お答えを申し上げます。関係道県に対します地方債の利子補給金の額でございますけれども、御質問の昭和四十年度から平成六年度までの累計で二万二千ヘクタールについて売却済みでござりますけれども、御質問の昭和四十年度から平成六年度までの累計で千二百六十六億円となつ

ります。

むつ小川原それから苦小牧東部につきましては、現在この場に数字をお持ちいたしておりますので、後日御説明したいと思っております。

○有働正治君 そんなのじゃだめですよ。ちゃんと言ひなさい。ちゃんと通告もしてあるんだから。

○説明員(八幡和郎君) 申しわけございません。通告……

○有働正治君 通告しているよ、何度も。変な言いわけするなよ。

○説明員(八幡和郎君) そういうふうな数字を現在用意しておりませんので、大変申しわけございません。

○有働正治君 極めて心外です。極めて遺憾です。

私がお聞きしたところでは、むつ小川原開発は四割なんです。苦小牧東部は一五%なんです。ひどい話なんです。大体九割が売れたという話でありますけれども、実際に造成して開発がどうかといふことが問題であります。この造成に対する立地状況の比率、立地比率とともに申しましようか、そこを見てみると、新産の場合には八一%、工特七三%と、売却率が九割という点から見ますと、新産で約一〇ポイント、工特で約二〇ポイントほど低下するわけなんです。そして、むつ小川原と苦小牧は述べたとおりなんです。

具体的なそうした姿の一つとして、新潟県の新産都市事業の中の新潟東港開発事業について、実際の工場利用率、進出企業の中でまだ操業していない企業がどれぐらいあるのか、これをお示しください。

○説明員(八幡和郎君) お尋ねの新潟東港の工業団地の工業用地の造成面積は、平成七年三月三十日現在で九百九ヘクタール、そのうち売却済み面積が八百四十七ヘクタールであり、その率は九三・二%と報告を受けております。

ましては、これまで二万四千ヘクタールの工業団地の造成されているところであります。これは平成六年四月現在の数字でございます。この九〇%を

伸びていくものと期待しておりますが、未操業企

業が五十五企業あり、その土地保有面積が全体の一〇・四%に当たります九十四・九ヘクタールと聞いております。

なお、このほか用地の大半を暫定的にゴルフ場として使用している例があるのは御指摘のとおりであります。

○有働正治君 実際の工場の利用率は約六九%で、全体の三一%は未利用と言つてもいいんです。

私も現場を見てきましたけれども、例えば日本石油は石油精製工場の建設を前提に百四十七ヘクタールを県から取得したわけですが、このうち百四十ヘクタールを八六年七月からサンライズゴルフ場として使つているんですよ。目的外なります。膨大な土地がゴルフ場として使われています。これから先の見通しもない状況であります。

東港開発事業は総投資三千九百三億円が予定され、平成七年度までの投資額が三千百四十億です。

その中で国費が六百億、県費が六百五十億等々となっているわけで、膨大な財政資金が投入されて、そういう中で五十五が未操業で、ゴルフ場その他にまで貸されて、ベンベン草が生えている等地等々も三一%未利用になつていて状況があるわけであります。

そこで、自治省にお尋ねしますけれども、この東港の工業団地進出企業から地方税として県税、市町村税はそれぞれ幾らになつてあるのか、お示しください。

○政府委員(佐野徹治君) 新潟東港に進出した企業の平成六年度の税収につきまして新潟県に照会をいたしましたところ、県それから関係市町村の税務当局におきましては立地企業の税収を特別に集計してはいないとのことでござりますけれども、新潟県が立地企業に対しまして昨年実施したアンケート調査によりますと、県税が約十六億円、市町村税が約三十六億円であったと聞いているところでございます。

○有働正治君 これだけの税収しかないんですよ。

総投資三千四百億円投入した分の金利一・六%程度の分にしかなっていません。地方財政に貢献なんてそういう状況には全くないんです。

それで、私現場に行っている間りますと、

基本的に開発は終わっていますもうこれ以上やる必要はないというのが当事者たちの内々の言い分なんです。そんな支障はないというのが実態なんです。ところが、今後、平成八年以降約八百億近づく投資が依然として予定され、それに国費、県費、関係市町村費等を含めまして行われるという状況があるわけなんですね。これは県の福祉やいろんな行政の上でも障害になってきたし、こういふのは根本的に見直した方がいいというの今まで問題になつてきましたし、やっぱりこの時期に見直すべきだと私は考えるべきであります。それが先ほど述べましたような全国的な新産・工特事業全体にかかわってきて、私はこういうふうに見るわけであります。

そこで、大臣にお尋ねするわけであります、

國も地方の場合も非常に深刻な財政危機だということが言われているわけで、そういう点からいいましたら、これは一つの例でありますけれども、新産・工特に対ししてこの際見直すべきところは見直す、こういうベン・ベン・章その他の状況の中ではそのことが求められている。そういう点で、自治省としても積極的に対応していただくということを求めるわけであります、いかがでありますよ

○政府委員(遠藤安彦君)

この新産・工特地区で

財政措置の問題であります。

この点は、全国市長会また七十一市の市が加盟し

ます温泉所在都市議長会協議会等からの要望が政

府の方にも当然届けられていますし、私どものと

ころにも寄せられているわけであります。つまり、

下水道や都市公園などの生活関連基盤施設の整

備におくれが見られる、今後その一層の充実が求

められた状況にある。それから、近年のアジア諸

国の産業インフラ整備等に追い上げられておりまして、各地区から産業が空洞化しているといった懸念が高まっているというようなこともあつて、その建設整備をさらに進める必要があるということがあります。

このような状況、それから関係地方公共団体の財政の実情を踏まえますと、現在においても国の財政上の特別措置は必要不可欠であり、この新産・工特財法について平成十二年度まで五年間の延長措置を講ずることとしたものでござりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○有働正治君 これは工業団地づくりが中心なんです。そのほかにまつわるもののはそれとしてやつていけばいいわけです。例えば、私は新潟の東港に行つたんですけれども、一つ一つの事業は基本

的には終わっているんです。だから、一千億近い金をやる必要はもうないわけなんですが、だから微調整の部分は自治体と相談しながら必要なそれに応じた財政措置をやつていけばいいわけで、工業団地づくりが中心になつたこういうものはあくまで見直すべきだ。国土審議会答申でも、この事業が大きな矛盾にぶつかっていることは指摘しているわけですから、そのことを厳しく要求しておきます。

○国土庁は結構です。資料等は、後ほど私の方に

きつちり届けていただくようによります。

次は、温泉所在都市から要望が出されています。

○政府委員(遠藤安彦君) 私どもとしては、温泉

所在地だけではなくて全国の観光地から、御質問

のような財政需要が特別にあるので交付税への算入をしてもらいたいという話が実は前々から強く

あるわけであります。

本當を言いますと、入り込み客数とかそういう

もののが公信力のある資料としてどれれば、私ども交付税の算定にむしろ使っていいたいという

思いであるわけであります。この入り込み客数、

各地方団体でとつておりますけれども、必ずしも

公信力がある数値となつてないというようなどもありまして、温泉所在地については入湯客数

という非常にしつかりした数字があるわけでござりますので、御質問にありましたごみ、屎尿処理

に要する増加経費について、清掃費の中で入湯客

数を指標とする密度補正によって基準財政需要額

に算入をしているところでござります。

○有働正治君 私は出身は熊本でありますが、熊

本は阿蘇を抱え温泉地が非常に多い。私も仕事で

きい。その点では、国民の健康市民生活の安定の上でもこういう都市は貢献しているわけであります。

私は、全国的な立場から財源措置を図るべきだ

ということで質問するわけであります、こうい

う温泉所在都市の環境整備事業などの財政需要が大きいのに、入湯税分はわずかであるわけであります。自治体の負担が大だと。

そこで、自治省にお尋ねするわけであります、温泉所在都市から出されていく政府への要望、地方交付税の算定に当たつて下水道費等流动人口

の算入について今後さらに拡充強化していただきたい、こういう要望であります。経過は抜きであります。そのほかにまつわることはそれとしてやつていけばいいわけです。例えば、私は新潟の東港に行つたんですけれども、一つ一つの事業は基本

的には終わっているんです。だから、一千億近い金をやる必要はもうないわけなんですが、だから

微調整の部分は自治体と相談しながら必要なそれ

に応じた財政措置をやつていけばいいわけで、工

業団地づくりが中心になつたこういうものはあく

まで見直すべきだ。国土審議会答申でも、この

事業が大きな矛盾にぶつかっていることは指摘して

いるわけですから、そのことを厳しく要求して

おきます。

○政府委員(遠藤安彦君) 私どもとしては、温泉

所在地だけではなくて全国の観光地から、御質問

のような財政需要が特別にあるので交付税への算入をしてもらいたいという話が実は前々から強く

あるわけであります。

本當を言いますと、入り込み客数とかそういう

もののが公信力のある資料としてどれれば、私ども交付税の算定にむしろ使っていいたいという

思いであるわけであります。この入り込み客数、

各地方団体でとつておりますけれども、必ずしも

公信力がある数値となつてないというようなど

ともありまして、温泉所在地については入湯客数

という非常にしつかりした数字があるわけでござ

りますので、御質問にありましたごみ、屎尿処理

に要する増加経費について、清掃費の中で入湯客

数を指標とする密度補正によって基準財政需要額

に算入をしているところでござります。

そこで、全国温泉所在都市議長会協議会によります実態報告、資料等を見させていただきますと、加盟七十一市の平成五年度決算状況の中、単年度収支が赤字の自治体が三十六市、五一%に上っているわけであります。債務負担行為を含む公債費負担比率が、浜松市の二三・二%を初め一四%以上の自治体が二十五市、三五%に匹敵するわけで、財政困難の実態が示されているわけであります。圧迫されている、こういう要望を出されておられたわけであります。

そこで、全国温泉所在都市議長会協議会によります実態報告、資料等を見させていただきますと、加盟七十一市の平成五年度決算状況の中、単年度収支が赤字の自治体が三十六市、五一%に上っているわけであります。債務負担行為を含む公債費負担比率が、浜松市の二三・二%を初め一四%以上の自治体が二十五市、三五%に匹敵するわけで、財政困難の実態が示されているわけであります。圧迫されている、こういう要望を出されておられたわけであります。

そこで、全国温泉所在都市議長会協議会によります実態報告、資料等を見させていただきますと、加盟七十一市の平成五年度決算状況の中、単年度収支が赤字の自治体が三十六市、五一%に上っているわけであります。債務負担行為を含む公債

費負担比率が、浜松市の二三・二%を初め一四%

以上の自治体が二十五市、三五%に匹敵するわけで、財政困難の実態が示されているわけであります。圧迫されている、こういう要望を出されておられたわけであります。

○有働正治君 私は出身は熊本でありますが、熊

本は阿蘇を抱え温泉地が非常に多い。私も仕事で

出張したり帰省した際、幾つかの市町村、自治体の方々の御要望を聞いてまいりまして、確かに今言われたように要望が強いんです。

私の都内に山鹿温泉というのがあるんですけども、ここは百二十万人ぐらいの人が宿泊、日帰りで来る古くからの温泉地であります。平成七年度当初予算ベースで見ますと、温泉所在に伴う特別の財政需要状況、合計約二十億円になっている

わけです。ところが、予算のうちの財源内訳で見ますと、入湯税は二千四百四十万円で、一般財源一億五千万円、補助金三億五千万円、市債その他十四億等々になつて、入湯税分というのは予算のうちの一・二七%程度ということで財政が非常に

大いに負担がかかるわけであります。そのため、

私は、全國的な立場から財源措置を図るべきだ

ということで質問するわけであります、こうい

う温泉所在都市の環境整備事業などの財政需要が大きいのに、入湯税分はわずかであるわけであります。自治体の負担が大だと。

そこで、自治省にお尋ねするわけであります、温泉所在都市から出されていく政府への要望、地方交付税の算定に当たつて下水道費等流动人口

の算入について今後さらに拡充強化していただきたい、こういう要望であります。経過は抜きであります。そのほかにまつわることはそれとしてやつていけばいいわけです。例えば、私は新潟の東港に行つたんですけれども、一つ一つの事業は基本

的には終わっているんです。だから、一千億近い金をやる必要はもうないわけなんですが、だから

微調整の部分は自治体と相談しながら必要なそれ

に応じた財政措置をやつていけばいいわけで、工

業団地づくりが中心になつたこういうものはあく

まで見直すべきだ。国土審議会答申でも、この

事業が大きな矛盾にぶつかっていることは指摘して

いるわけですから、そのことを厳しく要求して

おきます。

○政府委員(遠藤安彦君) 私どもとしては、温泉

所在地だけではなくて全国の観光地から、御質問

のような財政需要が特別にあるので交付税への算入をしてもらいたいという話が実は前々から強く

あるわけであります。

本當を言いますと、入り込み客数とかそういう

もののが公信力のある資料としてどれれば、私ども交付税の算定にむしろ使っていいたいという

思いであるわけであります。この入り込み客数、

各地方団体でとつておりますけれども、必ずしも

公信力がある数値となつてないというようなど

ともありまして、温泉所在地については入湯客数

という非常にしつかりした数字があるわけでござ

りますので、御質問にありましたごみ、屎尿処理

に要する増加経費について、清掃費の中で入湯客

数を指標とする密度補正によって基準財政需要額

に算入をしているところでござります。

○有働正治君 私は出身は熊本でありますが、熊

本は阿蘇を抱え温泉地が非常に多い。私も仕事で

思っております。

関係団体から私ども大変強い要望を毎年承つておるわけであります。地方団体の実態も十分勉強させていただいて、関係団体の要望も聞きながら適切な対応をしてまいりたいというよう

であります。つまり、御質問にありましたごみ、屎尿処理

に要する増加経費について、清掃費の中で入湯客

数を指標とする密度補正によって基準財政需要額

ました、温泉所在地を抱える地方団体が、観光客の流入に対処して温泉地の振興を図るために、道路であるとか清掃施設であるとか公共施設の整備であるとか、観光資源を生かした各般の地域振興策に取り組んでおるということは私も承知をいたしております。また、温泉所在都市による温泉所在都市協議会から普通交付税措置の充実、先刻お話のありました特別消費税の存続の問題等、要望書の出ておりますことも併見をいたしておるところでございます。

自治省といたしましては、かねてから関係団体の実態を踏まえまして所要の財源措置を講じてきましたところでもございますが、今後も関係方面の要望などさらによくお聞きをしながら必要な措置を講じてまいりたい、こういうふうに考えておりまし○有働正治君 最後に、固定資産税問題についてお尋ねします。

私は承知しているわけですが、時間の関係で自治大臣に端的にお尋ねするわけであります。今回、負担調整措置が諸事情からとられたことは私も承知しているわけですが、時間の関係で、この問題にお尋ねするわけではありません。

政府が固定資産税評価額を地価公示価格の七割に引き上げたために評価額が時価を上回るいわゆる逆転現象が生まれ、この固定資産税評価額に対し全国で一万九千件もの不服審査請求の申し立てがされ、自治体も対応に苦しみ、国民の怒りと不満が高まつたことは御承知のとおりであります。今回の負担調整措置もこうしたものへの一つの対応であるということは承知しているわけありますが、私も本委員会での問題を何度か取り上げさせていただきました。国民が納得していないというのが実情であります。

したがつて、次の平成九年度の評価がえを前にして、評価額が公示価格を上回るという逆転現象のよくなき矛盾を避けるためにも、固定資産税評価額は適正な時価を基準とした従来の評価方法に改める、そして地方自治体の自主性を尊重して、自治省からの一遍の通達で全国一律に強要す

るようなことは改めるべきだと思うわけであります。大臣の所見を求めます。

○政府委員(佐野徹治君)

事務的なことも含んであります。

○委員長(菅野壽君)

他に御発言もないようです

ことあります。

○委員長(菅野壽君)

から質疑は終局したものと認めます。

○委員長(菅野壽君)

では地価公示価格の七割という考え方で実施をいたしております。その後、地価の下落等もございましたと、固定資産税の評価額が地価公示価格を上回るいわゆる逆転現象が生じている地域もあるところでござりますけれども、平成五年度それから平成七年度まで今回の税制改正でも、いろんな負担調整措置または負担調整率の変更、こういったこともお願いをいたしております。税負担面では実質的な逆転というのは生じていないというようになります。

平成九年度の固定資産税の評価がえにつきましては、現在、市町村におきまして平成八年一月一日を調査基準日として作業を進めておりますが、御案内とのおりここ三年間の地価公示価格が下がっておりますので、こういったここ三年間の地価下落といふのは的確に反映されるものになる、

ただ現実には、地価が下落いたしまして評価額が下がりましても、平成八年度の課税標準額との関係で申しますと、平成九年度の評価額が平成八年度の課税標準額を上回ることが予想されるわけ

でございまして、この間の調整をどうするか、今後、市町村の評価がえの動向だとか税制調査会の御論議などかこういうことも踏まえまして、平成九年度の税制改正において検討してまいりたいと考えているところでございます。

○有働正治君 大臣、本当にこの問題は深刻なん

です。だから、評価がえを是正しない限り、固定資産税、都市計画税、これが大増税となつて、国民生活、中小企業は大きな打撃を受けて、借地借家人

にとつては地代、家賃の大幅値上がり、公共住宅

の家賃にも連動してきますし、登録免許税等々

にも影響するわけですから、見直すべきところは

見直す本当に抜本的な対応を求めるわけであります。その点、大臣、肝に銘じてお願いしたいということあります。

○委員長(菅野壽君)

から発言を認めます。

○委員長(菅野壽君)

では地価公示価格の七割という考え方で実施をいたしております。その後、地価の下落等もございましたと、固定資産税の評価額が地価公示価格を上

回るいわゆる逆転現象が生じている地域もあるところでござりますけれども、平成五年度それから平成七年度まで今回の税制改正でも、いろんな負

担調整措置または負担調整率の変更、こういったこともお願いをいたしております。税負担面では実質的な逆転というのは生じていないというようになります。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明いたします。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明いたします。

○委員長(菅野壽君)

私は、国民の懐を直接温めて消費拡大を図ることでござりますけれども、平成五年度それから平成七年度まで今回の税制改正でも、いろんな負

担調整措置または負担調整率の変更、こういったこともお願いをいたしております。税負担面では実質的な逆転というのは生じていないというようになります。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明いたします。

○委員長(菅野壽君)

私は

評価替えに当たっては、引き続き評価の均一化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させるよう努めること。あわせて、路線価等の積極的な公開に努めること。

四、税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(菅野壽君) ただいま統君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(菅野壽君) 多数と認めます。よって、統君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(菅野壽君) ただいまの附帯決議案を改定することに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉田自治大臣。

○国務大臣(倉田寛之君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(菅野壽君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、地方財政における過去最大の財源不足に対し、その財源保障のため本来自分が負うべき責任を果たすものとなつていなからあります。

地方政府の借入金額が、九六年度末には百三十兆円に達する巨額なものとなる危機的な事態にもかかわらず、改正案の内容が、過去最大の八兆

六千二百七十八億円に上る地方財政の財源不足に

対して、国は一兆二百一十五億五千万円の借入金など財源不足の一割強を負担するにすぎません。

一方、特別減税に伴う地方税の減収や交付税の減額の二兆八千七百四十五億円を初め、財源不足になつてはあります。これでは国の責任放棄と言わざるを得ないではありませんか。

第二の理由は、今回の制度の改正の実態が交付税法第六条の三第二項の趣旨に反するばかりか、地方財政の悪化を促進するものとなつてゐるから

あります。

政府は、三年連続の巨額の地方財政の財源不足という今回の事態に対し、交付税法第六条の三第二項の趣旨に基づき交付税率引き上げを選択すべきであるにもかかわらず、財源不足の七、八割を

二項の趣旨に基づき交付税率引き上げを選択すべきであるにもかかわらず、財源不足の七、八割を

として、国民の反対の声が高まつてゐる住専問題

での税金投入やゼネコン奉仕型の大規模開発などを抜本的に見直し、国民の命と暮らしを守るために万全の措置をとるよう強く要求して、私の反対討論を終わります。

○委員長(菅野壽君) 他に御意見もないようです

これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(菅野壽君) 本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(菅野壽君) 本案は多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野壽君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

渡辺君から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺四郎君。

○渡辺四郎君 私は、自由民主党・自由国民会議、平成会、社会民主党議連合、二院クラブ及び自由連合の各派共同提案による地方財政の拡充強化に関する議案を提出いたします。

六、阪神・淡路大震災を踏まえ、地域の安全性を高めるための基盤整備、消防防災施設・設備の充実等を推進するとともに、消防団についてより一層の活性化を図ること。

下の厳しい地方財政の状況等に対処する観点から、地方財政の拡充強化に關する決議(案)

政府は、地方分権の推進を図るとともに、現

記の事項について措置すべきである。

一、累増する巨額の借入金が今後の地方財政を

圧迫するおそれがあることからみ、地方

税、地方交付税等の一般財源の充実強化によ

り、その健全化を図ること。

二、地方交付税制度が地方団体の増大する財政需要に的確に応え、その機能の向上が図られよう地方交付税総額の長期的な安定確保に努めるとともに、財政調整機能の充実を図ること。

また、地方交付税を国的一般会計を通して、その税金投入やゼネコン奉仕型の大規模開発などを抜本的に見直し、國庫補助負担金の整理合理化等を図るとともに、国と地方の役割分担に応じた地

方税財源の充実確保を図るほか、効率的な地方行政体制の整備・確立に必要な支援を行うこと。

三、地方分権を積極的に推進するため、地方団体への権限委譲、国との関与・必置規制の緩和や廃止、機関委任事務の廃止等制度の抜本的見直し、國庫補助負担金の整理合理化等を図るとともに、国と地方の役割分担に応じた地

方税財源の充実確保を図るほか、効率的な地方行政体制の整備・確立に必要な支援を行うこと。

四、地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを主導的かつ主体的に推進するとともに、地域の実情に応じた生活環境及び民主生活に寄着した社会資本の整備を着実に推進すること

ができるよう、引き続き地方単独事業の充実を図ること。

五、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、引き続き地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。

六、阪神・淡路大震災を踏まえ、地域の安全性を高めるための基盤整備、消防防災施設・設備の充実等を推進するとともに、消防団についてより一層の活性化を図ること。

七、その他の方針等を定めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(菅野壽君) ただいまの渡辺君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(菅野壽君) 多数と認めます。よつて、本決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉田自治大臣。

○国務大臣(倉田寛之君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(菅野壽君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

〔参照〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する

修正案

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第三十八条の改正規定及び第三百十一条の改正規定を削る。

平成八年四月八日印刷

平成八年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局